

平成30年度施行状況報告の審議対象事項（案）

資料

項目No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別	対応案
4	第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度（2018年度）中に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（欠測値補完方法） 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。 また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから引き続き研究を行っていく。</li> <li>（調査票の督促方法） 平成30年度（2018年度）の外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。</li> </ul>	実施・検討予定	【SNA部会において議論】
12		○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用する予定。 インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてインターネット販売価格を採用することとした。</li> </ul>	実施済	【SNA部会において議論】

項目No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別	対応案
54	(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤強化・連携強化	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計（注）の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 （注）事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充については、令和元年（2019年）から実施される経済構造実態調査の結果を格納するなど、引き続き、母集団情報整備のために必要な統計調査結果の格納を行っていく。 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を実施している。 レジスター統計については、平成30年（2018年）6月に公表された平成28年（2016年）経済センサス-活動調査結果を活用の上、有識者も交えつつ作成内容の検討を開始。【総務省】</li> <li>総務省主催の研究会に参画・協力の上、レジスター統計の作成も視野に経済構造実態調査の創設等を実施。今後も検討の上、結論を得られた取組から順次実施する。【経済産業省】</li> </ul>	継続実施	【企画部会において議論】
59		○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る	関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年（2016年）経済センサス-活動調査においては、既に適用しているところ。 科学技術研究調査においては、現状、売上高等は一律税込で把握しているが、答申における「今後の課題」への対応とあわせて検討に着手した。 経済構造実態調査においては、令和元年（2019年）調査の集計から適用する予定。 サービス産業動向調査においては、調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。【総務省】</li> <li>各統計調査毎に消費税の税率変更及び軽減税率の取扱いについて検討を開始したところ。今後、政府全体での議論に積極的に関与していく。【経済産業省】</li> </ul>	継続実施	【企画部会において議論】
90	2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所系調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態であり、政府全体での検討が進捗していない中、世帯調査の手法が準用できるかどうかも含め、匿名データ化の方法について基本的な事項から検討が必要な状況である。 今後は、匿名データ化が可能か、また可能な場合の匿名化基準について、総務省と連携しつつ、統計研究研修所の支援を受け、引き続き検討を進める。</li> </ul>	実施・検討予定	【企画部会において議論】